

改元後の「平成」印字の 源泉所得税の納付書の記載方法

下記の期間にて、半期ごとに従業員等への給与に係る源泉所得税を納付している事業者(源泉所得税の納期の特例の承認を受けている事業者)については、7月に納付義務のある源泉所得税の納付に関して注意が必要です。

- ・1月から6月までに徴収した源泉所得税
- ・7月から12月までに徴収した源泉所得税

今年は、「平成」から「令和」への改元の年にあたり、ちょうど1月から6月の間に改元があります。税務署から受取っている納付書(源泉所得税の所得税徴収高計算書)には、「平成」が印字されています。

これについて、今年の7月に納付する際には、この納付書を使用して納付することになりますが、その利用及び記載方法についてご紹介します。

◆ 改元後も利用できる源泉所得税の納付書

以下に列挙した納付書については、「令和」への改元後においても、「平成」が印字された納付書を使用して、納付手続きを行うことができます。

- ・ 利子等の所得税徴収高計算書
- ・ 配当等の所得税徴収高計算書
- ・ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般用)
- ・ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納期特例分)
- ・ 非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書
- ・ 報酬・料金等の所得税徴収高計算書
- ・ 定期積金の給与補てん金等の所得税徴収高計算書
- ・ 上場株式等の源泉徴収選択口座調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書
- ・ 償還差益の所得税徴収高計算書
- ・ 割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書

◆ 【納期等の区分】に記載する年は「01」あるいは「31」【納期等の区分】に記載する年は「01」あるいは「31」

【納期等の区分】には、納付対象期間の最初と最後の年月を記載します。

改元は5月1日です。〔設例〕の6月は改元後の「令和」となるため、原則として“至”の欄に記載する年は「令和元年」に相当する“01”となります。ただし、「平成」として“31”と記載しても有効なものとして取扱われます(例1)。これは、【支払年月日】においても同様です(例2)。

なお、「平成」と記載のある箇所について二重線による抹消や、「令和」と書き足す必要はありません。その点もあわせてご確認ください。

※具体的な記載例は次ページ参照

CONTENTS

改元後の「平成」印字の
源泉所得税の納付書の
記載方法…………… P.1

厚生年金の加入漏れ、
なお156万人…………… P.2

一般社団法人CRD協会の
「経営診断システム」が
利用可能に！…………… P.3

ASAK経営実践セミナーの
ご案内(6月開催)…………… P.3

防火地域と準防火地域…………… P.4

詐欺メールから職場を守る…………… P.4

5月度の税務スケジュール…………… P.5

今月の名言録…………… P.6

無料相談会実施中…………… P.6

例1. 平成31年1月～令和元年6月の給与を支給した場合の納期等の区分(納期特例分)

納期等の区分				納期等の区分			
平成	年	月		平成	年	月	
自	3	1	01	自	3	1	01
至	0	1	06	至	3	1	06
支払分源泉所得税 及び復興特別所得税				支払分源泉所得税 及び復興特別所得税			



例2. 令和元年5月31日に給与を支給した場合の支払年月日の記載例(一般用)

支払年月日				支払年月日			
平成	年	月	日	平成	年	月	日
0	1	0	5	3	1	0	5
3	1	0	5	3	1	0	5
1				3	1	0	5

【設例】納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方で、平成31年（2019年）1月から令和元年（2019年）6月までに支払った給与について、令和元年（2019年）7月10日に納付する場合

【年度欄】

【納期等の区分】

厚生年金の加入漏れ、なお156万人

厚生年金に加入できる資格がありながら、国民年金のままになっている労働者が156万人に上ることが厚生労働省の推計であきらかになりました。厚労省は加入を逃れている事業所をあぶり出すなどして3年前から44万人減らしたものの、なお国民年金加入者の1割に相当する規模になります。今後さらに加入逃れをなくすための追加対策が実施される見込みです。

厚労省はこのほど国民年金の2017年時点の第1号被保険者の就業状況をもとに、厚生年金をもらえる可能性がある人を推計しています。

厚生年金は、法人事業所や従業員5人以上の個人事業主に加入を義務づけていますが、加入を逃れている疑いのある事業所は、2018年9月時点で約40万件に上ると考えています。その社員は、加入資格があるのに加入していないと、将来もらえる年金額は少なくなります。

厚生年金の保険料率は18.3%で、企業と従業員が折半する仕組みです。

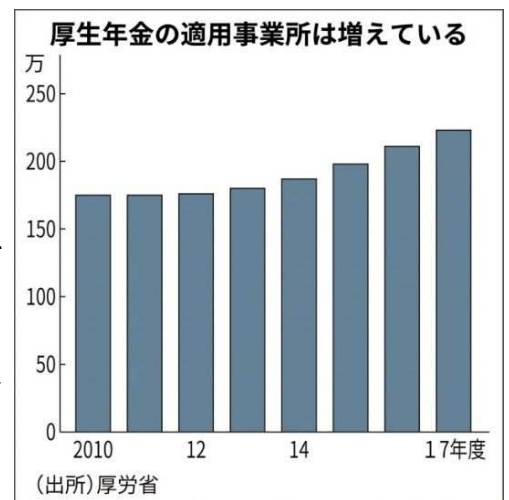
企業が負担を減らすため、意図的に加入しないことや、従業員から保険料を徴収しながら、払っていない悪質なケースもあるとされています。

公的年金は国民年金（基礎年金）と厚生年金の2階建てです。国民年金のみの場合、保険料を40年間満額納めてもらえるのは1人あたり月額約6万5千円です。厚生年金は、現役時代の負担が大きいです。年金は上乗せされる形で、標準的な夫婦世帯の年金額は月22万1504円になるとされています。

加入逃れの疑いのある事業所は2015年9月時点で約70万件ありましたが、2015年度から国税庁の情報提供を受け、加入指導を強化してきました。実務を担う日本年金機構が、電話や訪問で加入を求めるとして、3年間で未加入事業所は半減したことになります。ただし、残りの未加入事業所は中小零細企業が多いとみられ、電話や訪問による加入促進には、限界があると考えられています。

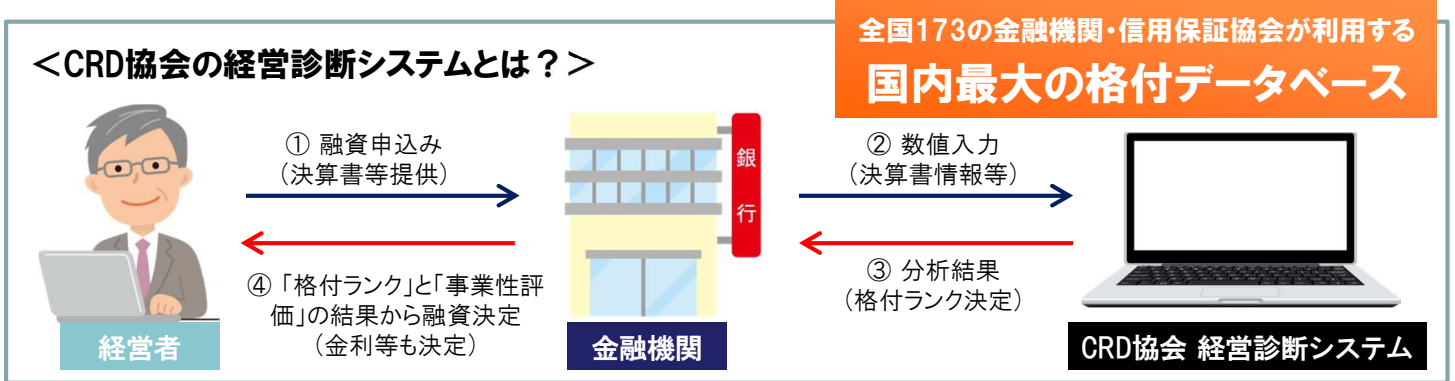
一方、厚労省は老後の支えを広げる目的で、厚生年金の適用拡大にも取り組んでいます。2016年10月には適用の条件を緩めて、(1)従業員501人以上の企業に勤める (2)労働時間が週20時間以上 (3)月額賃金が8.8万円（年収約106万円）以上——などを満たす人を対象にしました。500人以下の企業でも労使合意を条件に、短時間労働者が厚生年金に加入できることにもなりました。現在、検討中の年金改革でも厚生年金の加入者増をめざし、従業員数の基準をさらに引き下げる案を検討しているようです。

厚生年金の適用基準を緩める一方、未加入の事業所が多い状態が続けば、老後の支えを広げるという政策効果が十分に発揮できないうえ、保険料を負担している企業では不公平感を募らせることになります。未加入者の解消に向け、IT（情報技術）を活用するなど効率的な加入促進策が検討されています。



一般社団法人CRD協会の「経営診断システム」が利用可能に！

このたび金融機関が融資判断に利用する一般社団法人CRD協会の「経営診断システム」が、民間(但し、土業限定)に開放されました。これにより、金融機関が貴社をどのように診断しているかが理解できるようになります。是非この機会に興味のある方はご活用ください。具体的には、弊社までお問い合わせください。



★ 現状診断や将来シミュレーションに活用できます！

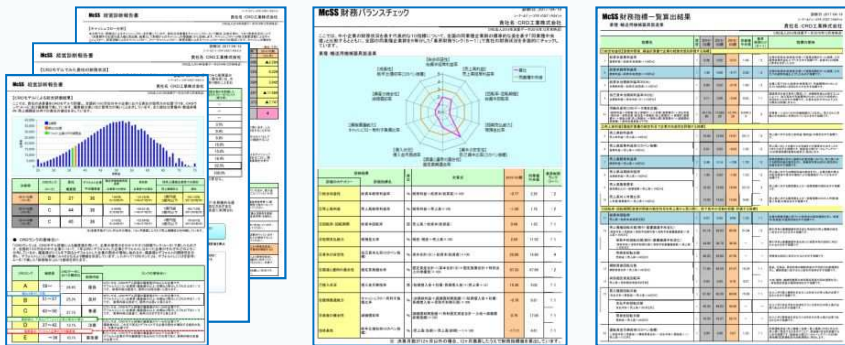
- 貴社の「信用力」の位置付けや、同業種内順位が把握できます。
- 必要とされる運転資金の金額と、債務償還年数を示します。

ポイント

- 融資判断には「格付ランク」が重要です。財務改善で格付アップを目標とする具体的な計画が作成できます。
- 格付ランクが上がると融資枠が広がったり、金利が下がるなど貸出条件が良化する可能性があります。

ご費用

- 100,000円(税別)



経営診断報告書

財務バランスチェック

財務指標一覧算出結果

ASAK経営実践セミナーのご案内(弊所主催)



～ これで万全！ 消費増税・軽減税率について徹底解説します ～

二度にわたり延期された消費増税ですが、2019年10月からいよいよ施行される見通しです。

今回は、税率のアップだけでなく、軽減税率制度やインボイス制度など新たな仕組みも導入される予定です。最も身近な税目である消費税についてできる限りわかりやすく解説していきます。

是非、皆様のご参加の程お待ち申し上げます。

【予定している主な内容】

- ・改正消費税法の概要
- ・施行日をまたぐ取引の適用税率
- ・軽減税率の概要
- ・インボイス制度とは など

日時 第1回 6月19日(水) 16:00～17:30
第2回 6月19日(水) 18:30～20:00

どちらも内容は同じです。ご都合の良い時間にご参加ください。

講師 ASAK 浅岡会計事務所 浅岡 和彦

場所 弊所会議室 (名古屋市中区金山1-4-4 第9タツミビル東棟5階)

会費 2,000円

定員 各回 15名 人数限定のため、お早めにお申し込みください。

※ 当日の構成上、詳細な内容に関しては予期なく変更する場合がございますのでご了承ください

申込 各回前日までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。

e-mail: info@asak.jp tel: 052-331-0135・0145

防火地域と準防火地域

◆都市の防災を図る防火地域・準防火地域

都市計画を考えるうえで、住宅やビルなどが密集している都市部では、大規模な火災が起こった場合の延焼防止を図るなどの都市防災・建物の不燃化が重要な課題となっています。そこで、都市計画法では大規模災害を防止するため「防火地域」「準防火地域」というものを用意しています。

この防火地域・準防火地域は「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」とされ、耐火建築物などの建築が求められます。

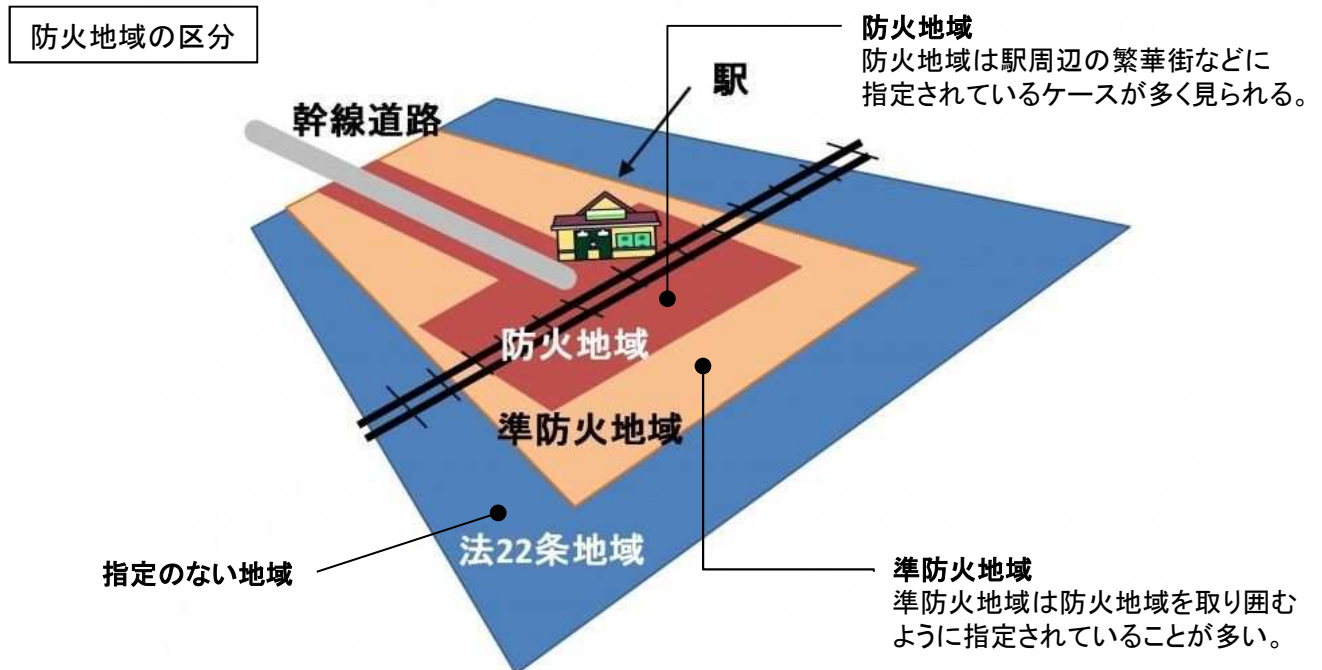
防火地域はターミナル駅周辺の繁華街など、容積率が大きい数値で設定されている商業系の用途地域に、重ねて指定される場合が多く見られます。一方、準防火地域は防火地域に指定されているエリアを取り囲むように指定されるほか、住居系用途地域などでも見受けられます。防火地域・準防火地域に指定されている場合の建築物の構造制限は以下のとおりです。

【防火地域】	耐火建築物としなければならない建築物 <ul style="list-style-type: none">・階数3以上の建築物(地階を含む)・延べ面積が100㎡を超える建築物
【準防火地域】	耐火建築物としなければならない建築物 <ul style="list-style-type: none">・地上階数が4以上の建築物・延べ面積が1,500㎡を超える建築物



なお、耐火建築物とは主要構造を耐火構造としたもので、火災に強い建築物をいいます。また、耐火建築物とまではいかないものの、耐火性能を有している建築物を準耐火建築物といいます。

●建物が密集している日本の都市では、延焼防止を図るための様々な建築制限があります。



詐欺メールから職場を守る ～情報入力指示に警戒を！～

職場でパソコンなどのIT機器を貸与されたら「企業が決めたルール」を守り、企業機密や個人情報の漏洩、あるいは標的型詐欺メールの餌食になることを防がねばなりません。

例えば「私用パソコンやUSBメモリーを許可なく社内に持ち込まない」「企業が認めていないソフトをインストールしない」などです。企業が管理しきれないIT領域が広がれば、犯罪者の標的になるリスクが高まるからです。

また、だまされないために最新のサイバー犯罪の手口を知っておくことも重要です。「お客様のうちよ銀行のアカウントが第三者によって不正ログインされた可能性が高いです」。うちよ銀行をかたるフィッシング(詐欺)メールが3月に入ってから出回っています。このメールにあるリンクを開くと「お客さま番号」を入れる画面が表示され、入れると個人情報盗み取られます。犯人は「不正ログインされた」と利用者の動揺を誘い、冷静に判断できないようにして詐欺サイトに誘導し不正利用されてしまいます。



他にもアマゾン、アップル、マイクロソフト、三井住友銀行、LINEなどになりました。メールは2018年ごろから急増し毎月1000~2000件の報告があげられ、クレジットカード番号やメール等のID、パスワードをだまし取ろうとするものが多いです。

偽装メールはよく見ればアドレスが本物と違いますが、一目では気づかないことも多いです。リンク先のサイトでIDやパスワード個人情報を入れるよう要求された場合には、まず疑ってみることが肝要です。

もし実際にサイバー攻撃にあったらどうなるのでしょうか。感染されてもパソコンに目に見える変化は起きず、サイバー攻撃の性格が変化しているそうです。以前は感染後に画面を変えるなどの愉快犯が多かったのですが、今は感染したと気づかせず情報を盗み取り、経済的損失を与えるパターンです。

また、情報端末の社外持ち出しを認める企業は多いですが、被害にあいたくなければ無料Wi-Fiの利用は控えた方が良さそうです。機密情報を読み取られるたり、マルウェアをダウンロードさせようとする恐れがあるからです。

マルウェアやフィッシングメールで情報が漏れると、重大な経済被害につながります。日本航空は2017年に、取引先をかたる詐欺メールの被害にあい、約3億8000万円をだまし取られました。

情報セキュリティ大手のトレンドマイクロによると「経営幹部になりすます」手口も横行しているとのこと。「おかしなメールが来たら自分で判断せずに、周りに相談し、対処することが大切です。何とかなるだろうという考えを捨て、万全を期してIT機器を使いこなしましょう。

情報セキュリティの基本対策

1. 情報漏洩を防ぐため、職場のルールやポリシーを守ること
2. メールに記載されたリンクや添付ファイルを不用意に開かないこと
3. OSやアプリ、セキュリティ製品を最新状態に保つこと
4. パスワードを適切に管理・利用すること
5. 最新のサイバー犯罪の手口を知ること

5月度の税務スケジュール

内 容	期 限
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 5月10日(金)
3月決算法人の確定申告 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉	申告期限 } 納 期 限 } 5月31日(金)
個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知	
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉	
9月決算法人の中間申告 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉	
消費税年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉	
消費税年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月毎の中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) 〈消費・地方消費税〉	
確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付	
自動車税の納付、鉦区税の納付	

今月の名言録

出会う人、出会うもの、みんな自分の先生である。
素直に学ぶ心を持って、人からおおいに学び、
人間の分母を大きくしよう。



パソコンの扱い方を秘書の女性社員から習うとき、彼女は私の先生です。
おいしかった夕食のレシピを家内にたずねるとき、家内は私の師匠です。
茶髪の若者が街で道を教えてくれたなら、彼は私の教師です。
つまり私たちが出会う人、それはみんな私たちの師匠なのです。

私以外の人間は、私が経験していない成功や失敗、喜びや悲しみをかならず体験しているものです。
したがって自分以外の人はずべて、自分にとって有益な教材であり、知恵の引き出しともなるのです。
素直な心を持って、人は何からも、だれからも学べますが、学ぶ心がなければ、隣に孔子がいても何も学べません。

自分一人で学ぶことは人間の「分子」を大きくし、人から学ぶことは人間の「分母」を大きくします。
だから師を持たない人は分母が小さいまま頭でっかちになりがちです。
会う人みな師匠の素直な心を持って、人間の分母を大きくし、それを土台に、分子も大きく成長させていきましょう。

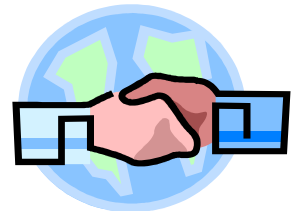
外部の環境から学び取る感性を豊かにしましょう。

(「賢い人ほど失敗する」 高原慶一朗著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、
必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

